

介護老人保健施設こみに利用料金表【2割負担】

単位/円 (※金額は目安です)

入所月額負担概算表 (1ヵ月を30日として計算)					
	認知症専門棟	認知症棟	一般棟		
	4人室	個室	4人室	2人室	個室
要介護 1	137,670	188,910	132,990	147,990	188,910
要介護 2	142,350	193,350	137,670	152,670	193,350
要介護 3	146,490	197,160	141,810	156,810	197,160
要介護 4	150,060	200,610	145,380	160,380	200,610
要介護 5	153,330	204,120	148,650	163,650	204,120

※施設サービス費、加算①～③、共通サービス費用を含みます。加算①は、認知症専門棟利用のみ適用されます。選択に基づくサービス費用は含まれておりません。

単位/円 (※金額は目安です)

入所 (介護保険自己負担分/日)				
施設サービス費	多床室	個室		
要介護 1	1,789	1,553		
要介護 2	1,945	1,701		
要介護 3	2,083	1,828		
要介護 4	2,202	1,943		
要介護 5	2,311	2,060		
各種加算				
①認知症ケア加算	156	入所前後訪問指導加算	924	
②サービス提供体制強化加算 (I)	45	退所時情報提供加算 (I) 在宅	1,027	
③夜勤職員配置加算	49	(II) 病院	513	
療養食加算 (1食につき)	12	入退所前連携加算 (I)	1,232	
		(II)	822	
口腔衛生管理加算 (月額) (I)	185	保健施設緊急時治療管理加算	1,064	
	(II) 226	所定疾患施設療養費 (肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)	(I) 491	
短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月間1回につき)	(I) 530	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (月額) (I)	109	
	(II) 411	(II)	986	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月間1回につき)	(I) 493	科学的介護推進体制加算 (月額) (I)	82	
	(II) 246	(II)	123	
初期加算 (入所後30日)	病院から入所 (I)	123	訪問看護指示加算	616
	病院以外から入所 (II)	62	経口維持加算 (月額) (I)	822
安全対策体制加算 (入所時1回)	41	(II)	206	
褥瘡マネジメント加算 (月額) (I)	6	(死亡日以前31日～45日)	148	
	(II) 27	(死亡日以前4日～30日)	329	
	(3ヵ月につき) (III) 20	(死亡日前日及び前々日)	1869	
排せつ支援加算 (月額) (I)	20	(死亡日)	3903	
	(II) 31	生産性向上推進体制加算 (月額) (I)	205	
	(III) 41	(II)	20	
	(IV) 205	退所時栄養情報連携加算	144	
外泊時費用	743	認知症チームケア推進加算 (月額) (I)	308	
認知症チームケア推進加算 (月額) (II)	246	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (月額) (I)	144	
	205	(II)	493	
協力医療機関連携加算	205	(III)	205	
新興感染症等施設療養費 (5日を限度)	493	自立支援促進加算 (月額)	616	
高齢者施設等感染対策向上加算 (月額) (I)	20	※介護職員処遇改善加算 (I)	3.9%	
(II)	10	※介護職員等特定処遇改善加算 (I)	2.1%	
		※介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%	

※1ヵ月のご利用総単位数×掛け率×10.27 (1点単価) ×20%を処遇改善加算としてご請求させていただきます。

全ての利用者にお支払いいただく利用料 (日額)				
居住費 (個室)	1,800	食費	1,900	
	(2・4人室)		500	(朝食)
特別な室料 (個室)	800	(昼食・おやつ)	810	
	(2人室)		500	(夕食)
その他の日常生活費 (日額)				
教養娯楽費	150			
選択に基づくサービス費用				
臨時的な洗濯	1点につき	100	喫茶・売店利用料	実費
理美容代	2,000/回		行事参加費	実費
付加食		実費	健康管理費	実費
レンタルテレビ代	110/日		私物ネーム付け	110/点

※居住費・教養娯楽費・食費・理美容代は(消費税)非課税です。

令和6年4月1日現在

※1) 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割・3割になります。

※2) 本人の所得・収入により食事や居住費が減額される制度があります。

管轄保険者(静岡市介護保険課等)へお問い合わせの上、該当される方は申請して下さい。

詳細につきましては、支援相談員にご相談下さい。